

4月13日受付開始

龍ヶ崎市U34賃貸住宅更新等補助金

0～4歳のお子さんがある、夫婦のいずれかが35歳未満の世帯が賃貸住宅を更新又は市内転居すると補助金がでます

最大7万円

基本額  
5万円

原則として下記の補助条件に該当する全ての方に補助

加算額  
2万円  
(最大)

更新日(契約日)から申請日までの間に、市内で消費した金額をキャッシュバック

### 条件①

0～4歳の子がいる

申請者又は配偶者が

35歳未満(ひとり親も含む)

(令和8年4月1日時点)



### 条件②

賃貸住宅の更新契約をした

もしくは

市内の賃貸住宅間の

転居契約をした



### 条件③

申請日時点で賃貸住宅の

更新(転居)契約日から

2年以内



申請期限

令和9年3月15日

※予算額に達した場合、申請期限を待たずに受付を終了する場合があります。  
※更新(転居)契約日から2年が経過すると申請ができませんので、ご了承ください。

龍ヶ崎市 まちの魅力創造課 人口問題対策室

TEL 0297-64-1111(内線:377・376)

Mail miryoku@city.ryugasaki.lg.jp

詳細はこちら



## ● 龍ヶ崎市U34賃貸住宅更新等補助金って？

龍ヶ崎市では、若者・子育て世代の定住化を促進し、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、0～4歳のお子さんがある、夫婦（ひとり親も含む）のいずれかが35歳未満の世帯に対し、最大7万円の補助金を交付します。

## ● どんな人が補助金をもらえる対象になるの？

申請には、以下の条件をすべてクリアする必要があります



対象者

- ① 0～4歳のお子さんがある夫婦のいずれかが35歳未満の世帯（ひとり親含む）
- ② 令和6年1月1日以降に申請者が居住を目的とした賃貸住宅の更新契約もしくは更新時期に伴う市内の賃貸住宅間の転居にかかる賃貸借契約をしている。
- ③ 補助金の申請日が更新契約等から2年以内
- ④ 申請者・配偶者等双方に市税等の未納がない
- ⑤ 申請日から2年以上龍ヶ崎市に居住する意思がある方  
※申請後2年未満に正当な理由なく市外へ転出した場合、補助金を返還していただきます。
- ⑥ 申請者・配偶者等双方が暴力団員でない
- ⑦ （外国人の場合）永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する
- ⑧ 過去にこの補助金を受けていない

## ● いくら補助金がもらえるの？



補助金額

最大 **7万円**

基本額

**5万円**

※対象要件にあえば必ず支給する

+

加算額

**2万円**

※上記金額は最大金額です

加算＝市内で消費した分をキャッシュバック

更新契約等を行った日から補助金の申請日までの期間に龍ヶ崎市内で消費した商品・サービスが対象になります。

※一部対象外の商品等あります。事前にホームページでご確認ください。  
※複数店舗の合算も可能です。



申請時にレシート(領収書)の原本添付が必要

## ● 申請に必要な書類は？

以下の書類をすべて提出する必要があります。



必要な書類

- 申請書兼請求書（様式第1号）
  - 対象経費内訳一覧（様式第2号）【加算額確認用】  
+経費の領収書・レシート（原本のみ有効）
  - 住民票の謄本の写し（続柄記載のもの。）  
※賃貸住宅間での市内転居の場合は前住所が確認できるもの
  - 賃貸借更新契約がわかる書類の写し  
※賃貸住宅間での市内転居の場合は賃貸借契約がわかる書類
- ※申請の受付は郵送でも可能です。  
※提出書類の控えが必要な方は、提出前にご自身でコピーをお取りください。

市HPより  
ダウンロード可

発行後、3ヶ月以内のもの  
コピー不可